

6章

景観重要公共施設 に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

1

景観重要公共施設の基本的な考え方

2

景観重要公共施設の指定について

1

景観重要公共施設の基本的な考え方

(1) 景観重要公共施設の指定の基本事項

公共施設は、景観の重要な骨格を構成しており、その整備や管理は地域の景観形成にとって非常に重要な役割を果たします。市内には、景観特性を備えた多くの公共施設がありますが、その保全・整備を進め、周辺との景観上の一体化を進めることでその価値をさらに増進させるため、「景観重要公共施設」として指定を行います。

施設の指定は、その景観特性や景観形成の状況だけではなく、シンボル性、認知度、利用状況、管理者や市民の取り組みなどを総合的に判断し、施設管理者の同意のもとで行います。

また指定を契機に、施設管理者と関連事業者、周辺住民の連携した取り組みを促進し、地域全体の景観形成に連動させることも重要な課題となります。

(2) 指定の方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を対象に指定します。

景観重要公共施設の指定の要件

- 市の景観の骨格を形成する、景観ベルトや景観拠点の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- 地域の景観形成に先導的役割を果たす位置づけをされた公共施設（地域での景観形成計画等への位置づけ）

(3) 占用許可等の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要です。

※注：景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とする。

- ア 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- イ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ウ 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- エ 景観計画の施行時点で現に占用許可等を受けて存するもの（外観の変更を生じないものに限る。）
- オ 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの

2

景観重要公共施設の指定について

(1) 景観重要公共施設の指定

以下の道路、河川、公園の8施設を景観重要公共施設に指定します。

表 景観重要公共施設

種 別	名 称
景観重要道路（4 施設）	21 世紀の森と広場 公園通り（主要幹線 1 級市道 10 号の一部） - 常盤平けやき通り（主要幹線 1 級市道 18 号他） - 常盤平さくら通り（主要幹線 2 級市道 39 号） - 本土寺旧参道（主要幹線 2 級市道 12 号の一部）
景観重要河川（2 施設）	- 江戸川（「ふれあい松戸川」を含む市内河川区域） - 坂川（「春雨橋親水広場」「坂川散策路」を含む春雨橋から小山樋門までの河川区域）
景観重要公園（2 施設）	21 世紀の森と広場 - 戸定が丘歴史公園

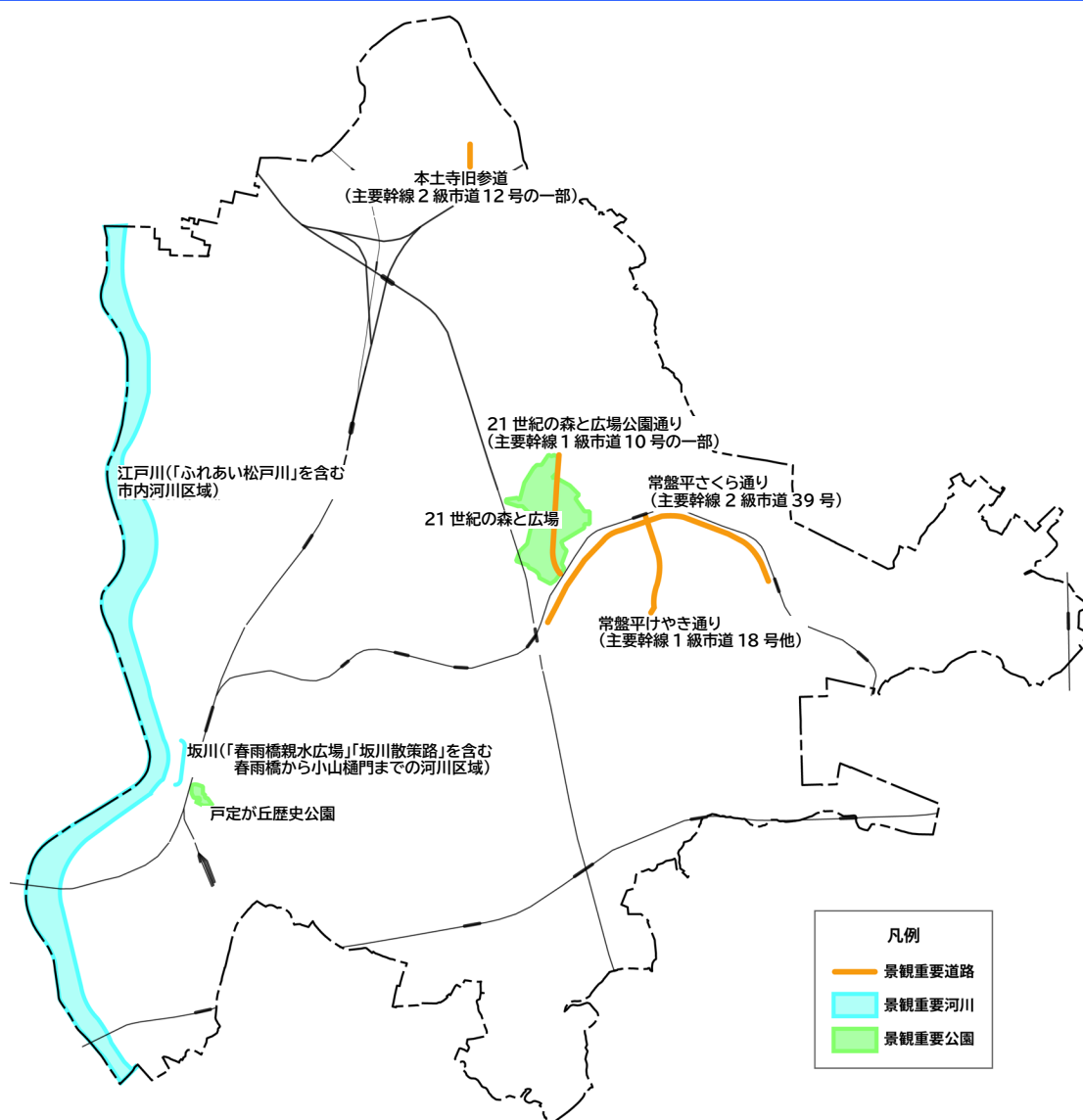


図 景観重要公共施設の位置

(2) 指定の方針

① 景観重要道路

(ア) 21 世紀の森と広場 公園通り (ハケ崎5丁目46番地先 ~ 千駄堀657番地先) 約1.3km

この通りは総合公園「21 世紀の森と広場」やそれと一体化した森のホール 21 や博物館などの広域拠点にアプローチするメインストリートとして、風格ある落ち着いた空間を形成し、市民の文化交流活動を支えています。

また公園にかかる「森の橋」「広場の橋」は、見事な眺望を有するとともに、公園に向けては流麗で気品ある構造の美しさを誇り、みどりの空間と調和する景観資源となっています。

引き続き、「21 世紀の森と広場」とその周辺地区全体の景観の向上に資するよう、道路景観の保全と向上を図ります。



(イ) 常盤平けやき通り (常盤平2丁目8番地先 ~ 常盤平7丁目24番地先) 約1km

みどり豊かなまち・常盤平のメインストリートとして、ゆとりある落ち着いた空間に、広がり・連続性が感じられる眺望を兼ね備え、訪れる人をもてなす駅前通りにふさわしい風格を漂わせています。昭和 30 年代の住宅地造成以降、伸びやかに美しく生長したケヤキ約 180 本が形成する並木道は、新・日本街路樹百景に選定され、沿道住宅地の樹木とともにうるおいのあるまちの雰囲気醸し出しています。

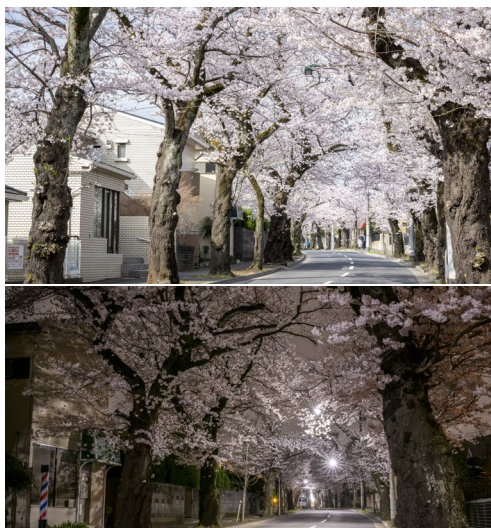
引き続き、大木化等が進行している樹木の適切な維持管理・更新に努めるとともに、周辺住宅地と調和した景観の保全・向上を図ります。



(ウ) 常盤平さくら通り (常盤平陣屋前9番地先 ~ 常盤平5丁目17番地先) 約3km

春を告げる風物詩「常盤平さくらまつり」で、この道路は華やかなにぎわいを演出する舞台となり、観光資源としての役割を発揮します。その美しさから「日本の道 100 選」に選定され、桜に囲まれた空間は、市を代表するシンボル・ロードとなっています。昭和 30 年代に住宅地とともに造成され多くの人が愛着をもっていますが、樹木の老化や維持に関する複雑な課題を抱えるようになっていきます。

今後は、大木化等が進行している樹木の適切な維持管理・更新や交通機能の確保、シンボル・ロードとしての



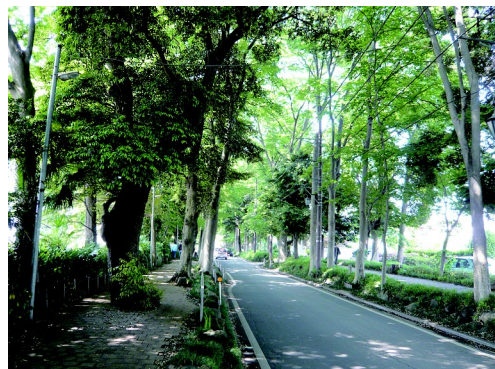
道路のあり方などについて、地域や事業者等と協働で検討していくとともに、各施設やまち並みがさくら通りと調和した景観の形成を図ります。

(工) 本土寺 旧参道 (殿平賀13番地先 ~ 平賀22番地先) 約250m

ここでは、ケヤキやスギなど9種類150本近い木々に包まれ荘厳で、歴史と風格が漂う雰囲気の中を散策することができます。「アジサイ寺」として有名な本土寺のかつての参道で、徳川光圀とのかかわりも伝えられ、時代を遡ったかのような錯覚に陥る空間です。

風薫る歴史のまち・小金を代表し、名刹・本土寺へと誘う表通りにふさわしい、みどりと歴史が一体となった景観が形成されています。

引き続き、大木化等が進行している樹木の適切な維持管理を行うとともに、まち並みとの調和を図りながら周辺のまちづくりと連携した景観の形成を図ります。



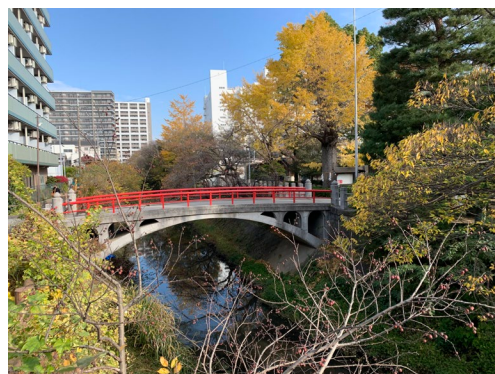
② 景観重要河川

(ア) 坂川 (「春雨橋親水広場」「坂川散策路」を含む春雨橋から小山樋門までの河川区域) 約500m

坂川は流域の人々のくらしと結びつきながら、その姿を築いてきました。都市化による水質悪化で一時汚濁が進みましたが、その後の市民との協働による取り組みで、ここでは市街地でありながら自然豊かな水辺が形成されています。20種におよぶトンボが舞う自然環境とともに、親水性が確立され、市民に支えられた景観づくりも行われています。

春雨橋親水広場や坂川散策路では、地域住民の方々が中心となって、「松戸宿坂川河津桜まつり」や「松戸宿坂川献灯まつり」など歴史を偲ばせる祭事も開催され、水辺のにぎわい創出や松戸駅周辺の活性化への貢献により、令和5年度には「かわまち大賞」(国土交通省)に選定されました。また、みどり豊かな水辺環境、土木学会選奨土木遺産の小山樋門、周辺には松戸神社や松龍寺など寺社が点在し、うるおいや彩り、歴史や文化が感じられる水辺の散策路となっています。

今後はこうした都市の中の水辺空間を活かしながら、昼夜間において歴史や文化が感じられる風情ある散策路を整備するとともに、それらとの調和に配慮したまち並み景観の形成を図ります。



(イ) 江戸川（「ふれあい松戸川」を含む市内河川区域）約10km

雄大に蛇行する流れと広大なみどりの空間は、市を代表する景観としてまちのシンボルとなっています。小説「野菊の墓」の舞台・矢切と葛飾・柴又を結ぶ「矢切の渡し」や江戸川を望む景勝地に建つ国指定重要文化財「戸定邸」は、松戸の文化・歴史を育み、その成り立ちに深くかかわってきた江戸川が存在の大きさを伝えています。日常は水面も含めたスポーツや散策、ハイキング、自然観察、イベント等、幅広く利用され、四季を通じ多くの市民の活動と交流の舞台となっています。

今後は江戸川からの眺望を守るとともに、自然環境の保全、市民の利用やまちづくりとの連携にも配慮し、江戸川の特徴を活かした魅力ある空間づくりを進めます。



③ 景観重要公園

(ア) 21 世紀の森と広場

斜面林に囲まれた谷津地形を活かし雄大なみどりの空間が創出され、市を代表する「みどりのシンボル」自然尊重型都市公園として多くの人に親しまれています。市の中央部に位置し、自然、レクリエーション、文化のテーマで整備された園内は、せせらぎでの水遊びや自然観察、森林浴、ウォーキング等、多彩に利用されており、森のホール 21 や博物館等の文化施設とともに豊かな自然と一体になった広域文化交流拠点としての役割を發揮しています。

今後は、周辺環境と融合する魅力的な景観の創造と、より一層親しまれる「みどりの拠点」としての空間づくりを進めます。



(イ) 戸定が丘歴史公園

戸定が丘歴史公園は、古の歴史の舞台であった由緒ある高台の景勝地にあり、国指定重要文化財の戸定邸及び国指定名勝の庭園、戸定歴史館と共に、松戸の歴史を現在に伝えています。「日本の歴史公園 100 選」にも選定され、その落ち着いた雰囲気やシンボル性から多くの市民に親しまれています。戸定邸からの眺望は、その庭園の魅力の重要な要素であり、千葉大学等と一体化した樹林地は、市民や大学との連携事業に支えられ、江戸川や常磐線車窓から容易に望むことができる景観資源となっています。

今後は施設の保全を重視しながら、「戸定が丘」と周辺一体を想定した景観の形成を進めます。



(3) 景観重要公共施設の整備と占用許可の基準

ア 景観重要道路及び景観重要河川

景観重要道路・景観重要河川	項 目	基 準 など
景観重要道路 ・21 世紀の森と広場 公園通り （主要幹線 1 級市道 10 号の一部） ・常盤平けやき通り （主要幹線 1 級市道 18 号他） ・常盤平さくら通り （主要幹線 2 級市道 39 号） ・本土寺旧参道 （主要幹線 2 級市道 12 号の一部）	整備に関する 指針	・整備に当たっては良好な景観形成に関する方針・行為の制限に関する事項に適合するよう配慮する。 ・施設の色彩や素材は、経年変化に配慮し、みどりの特性を活かし、周辺景観と調和する統一感のあるものとする。
景観重要河川 ・坂川 （「春雨橋親水広場」「坂川散策路」を含む春雨橋から小山樋門までの河川区域）	占用許可基準	・21 世紀の森と広場公園通り、常盤平けやき通りでは、電柱の設置を行わない。 ・施設の色彩や素材は、みどりを引き立て、周辺と調和する統一感のあるものとする。 ・色彩や素材は、経年変化に配慮したものとする。 ・基調となる色彩は、こげ茶等の落ち着いた色彩を基本とし、【別表】に示す範囲内とする。 但し、次の場合はこの限りではない。 1) 安全性の確保などのため、他の法令等で色彩が規定されているもの 2) その他、施設管理者が必要と認めるもの

【別表】基調となる色彩

色相区分		明度	彩度の上限	備考
YR (黄赤)系	0.0YR (10R) ～ 9.9YR	全明度	5.0 以下	
Y(黄)系	0.0Y (10YR) ～ 9.9Y	全明度	5.0 以下	
その他	R, GY, G, BG, B, PB, P, RP	全明度	3.0 以下	
無彩色	N	全明度	0	使用可

※ 広告物等の場合、全体の面積の 1/3 を超えない範囲で他の色を使用することができる。ただし、彩度が高いものや華美な色彩は避けるものとする。

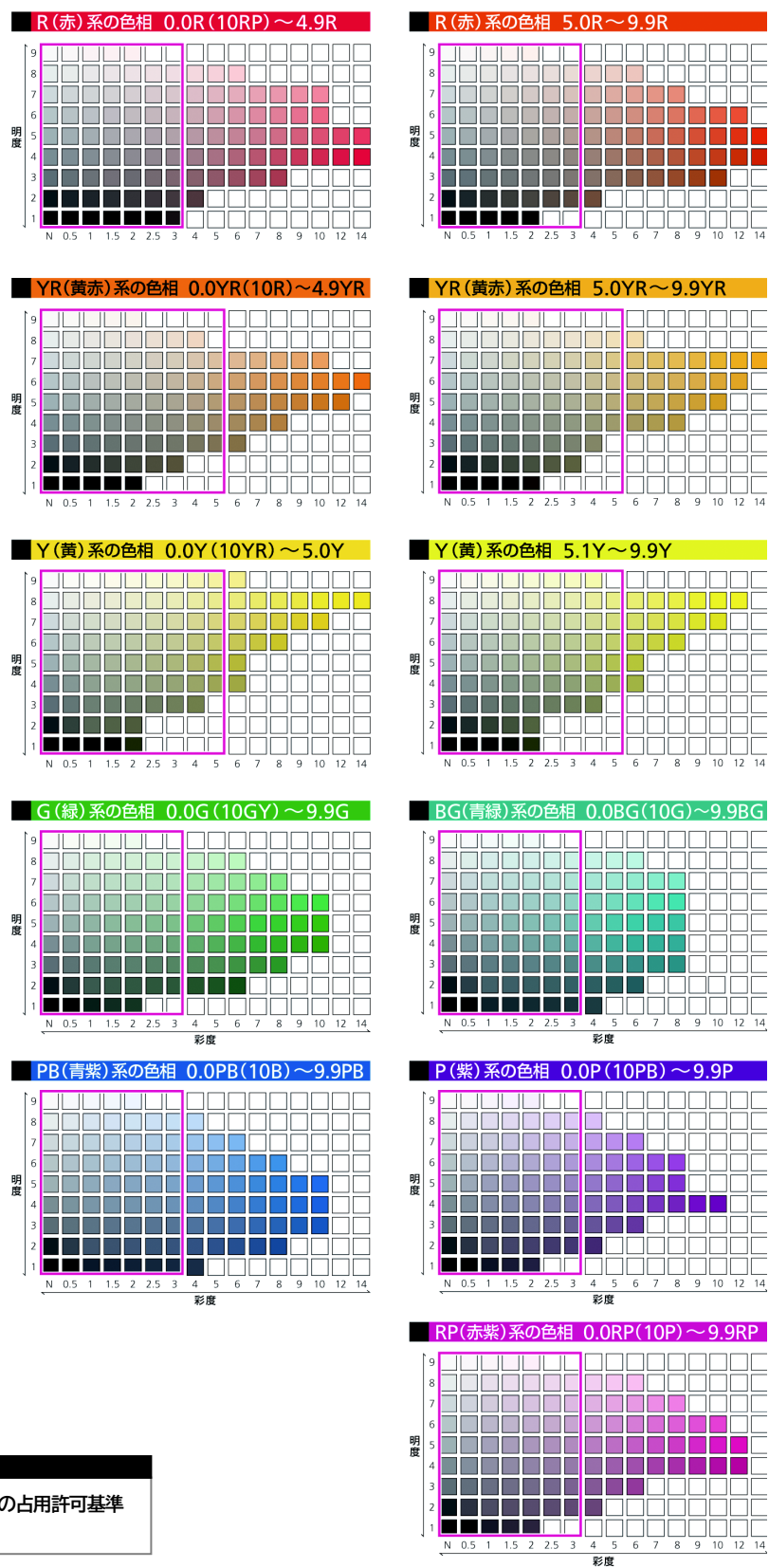


図 景観重要道路及び景観重要河川の占用許可基準 基調となる色彩の許容範囲